記 者 発 表 資 料

令和７年３月２６日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北４－３－２９

２．指名停止措置期間
令和７年３月２６日　～　令和７年６月２５日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
三陸国道事務所管内舗装修繕設計業務オリエンタルコンサルタンツ・ニチレキ設計共同体は、令和６年１０月８日付けで当地方整備局三陸国道事務所発注「三陸国道事務所管内舗装修繕設計業務」の落札者決定通知を受領した。
その後、同年１０月１１日に、設計共同体構成員であるニチレキ株式会社において、同年１０月１日付けで持株会社と事業実施会社への分割が行われ、本業務への入札手続きは、事業実施会社が引き継ぐこととなったが、事業実施会社は新設企業であることから開札までに一般競争参加資格の認定を受ける必要があったものの手続きが行われていないことが判明した。この結果、上記設計共同体は入札公告に定める資格を有していないことから同年１０月１６日に落札決定取り消しとなった。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課	課長	川﨑（かわさき）　友美（たすみ）	（内線　2511）
	建設専門官	渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）	（内線　2512）
総務部　経理調達課	課長	千葉（ちば）　哲哉（てつや）	（内線　6551）

○は本件の主務課です。